

公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団運営規則の了解事項

令和4年6月3日

第6条関係

この条の第2号に該当するときにあつては、理事会において止む得ない理由があると認めるときは、財団の事業の対象から除くことを猶予する。

第9条関係

- 1 報告が期限後であっても、別に理事会が定める場合を除き報告どおり受理する。
- 2 この条の第2項の規定に基づき財団に標準給与基礎届書（第14号様式）を提出する際には、私学共済の標準報酬基礎届書又は定時決定の確認通知書のコピーを提出する。

第13条関係

- 1 標準給与の月額決定は年1回とし、毎年10月に行う。
- 2 この条の第1項の教職員等には、その月の途中で教職員等としての資格を取得若しくは喪失し、又は中断若しくは中断期間を満了した者を含む。
- 3 この条の第2項の「同日前3ヶ月間に受けた給与」とは、私学共済の標準報酬基礎届書により事業団に届け出る給与のことを言う。

第16条関係

- 1 この条の第1項に規定する未納通知書により指定する期限は、負担金の納付期限の翌月の末日とする。
- 2 この条の第3項第1号に該当する場合には、未納通知書の発送前に負担金を完納した時を含む。

第18条関係

この条の第2項の規定にかかわらず、学校法人等が希望するときは、退職手当資金の請求を実際にその者が退職するまで延期することができるものとする。

附 則（令和4年6月3日）

- 1 この了解事項は、令和4年6月改正の公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団運営規則の施行の日から適用する。
- 2 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団運営上の了解事項は、廃止する。